

部活動に係る活動方針

古賀竟成館高等学校

基本方針

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、人間力の育成、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、本校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校として組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 部活動の顧問は、全職員で協力して担う。
- (3) 管理職は、部活動視察を定期的に行う（月に1回程度）として、各部活動の活動内容の把握に努める。
- (4) 生徒や教員の負担が過度な場合、当該顧問と面談を実施して、適宜、指導・是正を行う。

2 適切な指導の実施

- (1) 部顧問は、生徒の心身の管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）に努める。
- (2) 校長や部顧問は、事故防止（活動場所における施設・整備の点検や活動における安全対策等）に努める。
- (3) 部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。
- (4) 部顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (5) 日々の練習に集中して取り組み、内容の濃い練習に自発的、積極的に行える生徒の育成を図る。

3 適切な休養日の実施

- (1) 原則として、週当たり2日以上（年平均）部活動休養日を設ける。
- (2) 部活動休養日は、年末・年始、定期考査前後の一定期間等に設定して、年間を通じて週当たり2日以上になるように調整する。
- (3) 完全休養日は、学期中の土曜日及び日曜日に1日以上設ける。
- (4) 土・日に大会参加等で活動した場合は、完全休養日を他の日に振り替える等の調整を行う。
- (5) 長期休業中は、学期中の休養日に設定に準じた扱いを行う。